

令和 8 年度一時保護児童に係る緊急時健康診断業務委託（西部児童相談所）
事業者募集要項

（注）本件については、令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを条件とします。

1 事業の概要

横浜市児童相談所が一時保護した児童に係る一時保護所等入所前の健康診断業務を委託します。

2 委託業務内容（詳細は設計図書を参照のこと）

一時保護児童に係る健康診断として、次の業務を実施します。

(1) 健康診断

項目	内容
ア 身体測定	身長、体重、胸囲、頭囲を計測して下さい。
イ 児童への問診	体調の確認と痛みや傷・ケガ等がないかを確認して下さい。
ウ 身体の状況等 観察	皮膚所見・外傷所見について観察して下さい。子どもに主訴がなくても、 痣等がある場合があります。 外表所見は診断書に記入して下さい。

(2) 診断書の作成

検査項目についての所見等を記入し、児童相談所職員に交付して下さい。

(3) 実施報告書の作成

健康診断を実施した場合は、月毎に実績をまとめ、緊急時健康診断報告書を作成し、児童相談所職員に提出して下さい。

(4) その他

健康診断の結果、精査・治療が必要と思われる所見等が発見された場合は、通常診療で対応するものとします。（通常診療業務自体はこの契約に含みません。）

3 委託料

健康診断業務 対象児童 1 人あたり 5,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 公募の条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 次に掲げる要件を全て満たす事業者であること

ア 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと。

イ 保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区に受託者の運営する医療機関が所在し、小児科を診療科目として取り扱っていること。

(3) 議会の議決

本要項に基づく受託事業者の成立は、令和 8 年度予算案が横浜市会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に

係る経費及び準備等の損害賠償には一切応じられません。

5 質疑の受付

(1) 受付期限

随時

(2) 質疑の回答

随時 各事業者からの質疑を取りまとめ、受付後5営業日以内に横浜市ホームページに掲載します。

質疑がなかった場合は掲載しませんので、御了承ください。

(3) 問い合わせ先

横浜市西部児童相談所庶務担当

電話番号：045-331-5471 F A X：045-333-6082

6 受託希望申請手続きについて

次のとおり、西部児童相談所庶務担当あて、受託申込書を御提出ください。

(1) 提出書類

令和8年度一時保護児童に係る緊急時健康診断業務委託（西部児童相談所）受託申込書 1部

(2) 提出期限

随時

(3) 提出先

〒240-0001

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10

横浜市西部児童相談所 庶務担当 宛

（問い合わせ先電話番号：045-331-5471）